

令和4年度 第9回議事録

井原市農業委員会

令和4年12月5日（月）

1 招集日時 令和4年12月5日(月) 午後1時30分

2 開会日時 令和4年12月5日(月) 午後1時30分

3 閉会日時 令和4年12月5日(月) 午後2時14分

4 会議の場所 井原市役所美星支所 2階 大会議室

5 出席、欠席、遅参、又は中途退場した委員

議席 番号	氏名	出欠等の別	議席 番号	氏名	出欠等の別
1	欠員		9	佐能直樹	出席
2	早川康史	出席	10	田中敏子	〃
3	田中昭和	〃	11	川上茂	〃
4	山岡宏子	〃	12	三村多美子	〃
5	石井昭子	〃	13	簀戸利昭	〃
6	澤木功	〃	14	佐藤千恵子	〃
7	金澤憲男	〃	15	森永忠義	〃
8	坂屋友治	遅参	16	上野博幸	〃

6 出席、欠席、遅参、又は中途退場した農地利用最適化推進委員

担当 区域	氏名	出欠等の別	担当 区域	氏名	出欠等の別
1	佐藤尚孝	出席	4	三宅勝志	出席
1	谷本悦久	〃	4	山本哲章	〃
2	斎藤俊二	〃	5	川上新太郎	〃
3	植田隆志	〃	5	川上哲雄	欠席
3	黒木敬之介	〃	5	三宅英夫	出席

7 会議に出席した者

職名	氏名	職名	氏名
理事	岡本健治	主任主事	高村亮
局長	中山浩一	主事	小川貴史
次長	多賀浩恵	主事	岩川悠一郎
主任主事	河合健祐		

	氏名		氏名
傍聴人			

8 提出議案

議案番号	議 題
議案第 24 号	農地法第 3 条許可申請について
議案第 25 号	農地法第 5 条許可申請について
議案第 26 号	農用地利用集積計画の同意について

9 結果

議案番号	議 題	採決結果
議案第 24 号	農地法第 3 条許可申請について	許可
議案第 25 号	農地法第 5 条許可申請について	許可
議案第 26 号	農用地利用集積計画の同意について	同意

10 議事録署名委員の番号、氏名

井原市農業委員会会長 15番 森 永 忠 義
井原市農業委員会委員 6番 澤 木 功
井原市農業委員会委員 7番 金 澤 憲 男

11 議事経過の概要

次のとおり

第 9 回 農 業 委 員 会 会 議 議 事 録

令和 4 年 12 月 5 日午後 1 時 30 分、会長が第 9 回農業委員会の開会を宣した。

会 長 皆さんこんにちは。11 月は暖かい日が続いていましたが、12 月に入ったとたんに急に寒くなったように感じます。寒暖の差が大きく、体に堪える時期ですので、皆さんも健康管理には十分に気を付けてください。私事ですが、40cm 程の高さの石段から滑り落ちて怪我をしまいました。皆さんも日頃から自分の体がどの程度動くのかをしっかりと認識してください。頭では動けると思っ
ていても、体はなかなか思うようには動いてくれません。さて、コロナウイルスのワクチンや治療薬を塩野義製薬が開発したという報道がされております。治療薬が開発されたといえども、これまでと変わらない感染防止対策をして、気を付けることは今までどおり気を付けてください。

皆様もご存知のことと思いますが、今日の山陽新聞の社説を読んでおられますと、食料の安全保障について書かれておりました。現在の食料自給率は約 38%と言われておられますが、1965 年にはカロリーベースで約 73%ありました。昔は、自国で食べるものは自国で確保していたわけで、今の 38%という数字は異常な事態です。ロシアとウクライナの戦争もあり、食料も入って来ない状況であります。自国の国民は、自国で作った食料を食べることが、やはり原則なのではないかと思えます。食料を生産している我々農家は大事な仕事だと認識し、周りの皆さんにも食料がいかに大切かと言うことを認識してもらわなければいけません。生産者と消費者の両方が食料の大事さを認識する必要があり、我々は自信をもって農業をやっていかなければいけないと思えます。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名委員に、6 番席の澤木功委員、7 番席の金澤憲男委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。本日は、農業委員は 8 番席の坂屋友治委員が遅参、推進委員は川上哲雄委員が欠席でございます。本日の付議事項といたしまして、議案第 24 号農地法第 3 条許可申請について、議案第 25 号農地法第 5 条許可申請について、議案第 26 号農用地利用集積計画の同意について、それぞれ順次上程いたします。審議の程よろしく願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、できるだけ短時間で終わりたいと思えます。事務局の説明のうち、事前にお配りしております議案に記載してある事柄は可能な限り省略し、簡潔に説明するようにお願いいたします。

それでは、議案第 24 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。1 番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 今月の議案第 24 号農地法第 3 条許可申請は 5 件で、すべて所有権の移転に関するものです。1 番について説明します。

1 番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。譲受人と譲渡人は同じ自治会ということでご近所に住んでおります。申請地はずいぶん昔の話になりますが、●●●●があった場所の西隣になります。譲渡人は今後耕作をしないということで、隣地に農地を所有している譲受人と話がまとまったことから、今回の申請となりました。譲受人は、これから自分の農地と一体的に耕作をしていきたいということですので、問題はないと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、2 番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 2 番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。譲受人は元●●の職員の方で、現在は定年してブドウを栽培しています。譲渡人は、譲受人の奥様が懇意にしている方の娘さんということです。現在、申請地は耕作されておりませんが、この場所を譲り受けて、農業を一生懸命やりたいという意欲が非常にありますので、問題はないかと思えます。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 3番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。12月3日に譲受人に話を伺いました。譲受人と譲渡人は
株内という関係で、申請地は50年近く前から譲受人が管理しているということ
です。申請地を譲り受けて耕作をしていくということですので、問題はないと
思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、4番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 4番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は●●の●●の西隣にあります。長年、受け手が見つからず、草刈りのみをしているということでした。譲受人から無償でも良いので、どなたか耕作をしてくれる方はいないかという相談があり、申請地のすぐ前に自宅がある譲受人にその旨を伝えたところ、話がまとまったため、今回の申請となりました。畔が崩れていますが、直して水稻をしたいということです。問題ないと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、5番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 5番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。譲受人と譲渡人の関係はいとこで、申請地は譲受人の自宅の向かい側で、●●●●の東隣になります。4～5年程前から、譲受人が管理しているということで、何ら問題はないかと思えます。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。

続きまして、議案第 25 号農地法第 5 条許可申請についてを議題とします。1
番と 2 番は関連案件ですから、一括して事務局から説明をお願いします。

事 務 局 今月の議案第 25 号農地法第 5 条許可申請は 5 件で、所有権の移転に関する
ものが 4 件、賃貸借権の設定に関するものが 1 件です。それでは、1 番と 2 番
について説明いたします。

1 番と 2 番の第 5 条の申請人●●●●株式会社の件について朗読説明。

転用理由は、申請人は宿泊業を営む会社で、申請地は国道沿いでアクセスが
良く、宿泊需要が見込めることから、ホテル及び駐車場を整備し、収入を得る
ものです。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。11 月 25 日に会長職務代理、●●委員、事務局 2 人と現地
確認を行いました。申請地は●●号線を西へ向かい、●●●●の●●●●があ
る交差点を 300mほど進んだ場所にあります。●●●●の●●●●の向かい側
になります。国道沿いにホテルが建ち、少し入った場所に●●がありますが、
その隣が駐車場になります。雨水は既存水路へ、事業用排水は公共下水道へ排
水されます。周辺は農地も少ない場所でありますので、特に問題はないと思
います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。当番委員の言われるとおり、駐車場になる側の東に農地

はありますが、周辺農地には影響はないと考えます。問題はないと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは本件は転用面積が 3,000 m²以上のため、許可意見として岡山県農業会議に諮問することとし、許可を適当とする答申があった場合は、許可処分を行うこととしてよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可意見として諮問いたします。
続きまして、3番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 3番の第5条の譲受人●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、譲受人は現在アパートで暮らしているが、将来に備えて、申請地を譲り受けて自己用住宅を建築し、転居するものです。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は、●●方面から●●号線を●●方面に進み、●●●●の信号を北へ入り、●●●●を左折したところにあります。周りには、雨水や生活排水の排水経路も整っており、隣地は先々月に転用の許可が出ています。周辺農地への影響もなく、何ら問題はないと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。当番委員の言うとおりの、周辺農地への影響はないと考えております。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、4番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 4番の第5条の譲受人●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、譲受人は現在アパートで暮らしているが、手狭になったため、
申請地を譲り受けて自己用住宅を建築し、転居するものです。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は3番で説明した場所の隣になります。補足して
説明することはありません。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。3番と同様に、周辺農地に影響はないと思っております。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、こ
の件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、5番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 5番の第5条の譲受人●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、譲受人は申請地の道路を挟んだ南側で会社を経営しているが、資材置場が不足していることや、現在の従業員用駐車場を会社から離れた場所に借りていることから、会社に近い申請地を譲り受けて、露天資材置場及び露天駐車場を整備するものです。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は●●●●の●●●●から、●●●●まで行く道の途中にあります。譲受人が経営する会社の向かい側にあり、露天の資材置場と駐車場で建物は建たないということです。東側は耕作されていますが、雨水は既存の水路へ流れるようになりますので、問題はないかと思えます。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。譲受人にお話を伺ったところ、申請地はちょうど会社の前で利便性が良いことから、譲ってほしいと要望したところ、話がまとまったため今回の申請となりました。当番委員の説明にもありましたが、大きな水路があり、排水経路もしっかりしているため、問題はないと思えます。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、議案第 26 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。

この案件は、●番席の●●委員の自己に関する事項になりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後に入席していただきます。

では、退席願います。

(●●委員 退席)

会 長 事務局から説明願います。

事 務 局 令和 4 年 12 月 12 日の公告予定の農用地利用集積計画（案）です。計画一覧表のとおりです。

以上です。ご審議の程、よろしく願います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは同意と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、同意と決定しました。
では、退席された委員に入席していただきます。

(●●委員 入席)

会 長 以上をもちまして、本日提案されました 3 件の議案はすべて終了いたしました。慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。これをもって本会議を終了いたします。

本会議終了 午後 2 時 14 分